

改正案	現行
<p>（混信又はふくそうに関する調査を行おうとする場合）</p> <p>第十一条の二の二 法第二十五条第二項の総務省令で定める場合は、免許人又は法第八条の予備免許を受けた者が、次のいずれかの<u>工事又は変更</u>を行おうとする場合及び登録人（法第二十七条の二十三第一項に規定する登録人をいう。以下同じ。）が、<u>第三号又は第六号</u>の変更を行おうとする場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事（第十条に規定する許可を要しない工事設計の変更等を除く。） 二 通信の相手方の変更 三 無線設備の設置場所又は無線設備を設置しようとする区域の変更 四 放送区域の変更 五 電波の型式の変更 六 空中線電力の変更 七 運用許容時間の変更 <p>（備付けを要する業務書類）</p> <p>第三十八条 法第六十条の規定により無線局に備え付けておかなければならない書類は、次の表の上欄の無線局につき、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>（混信又はふくそうに関する調査を行おうとする場合）</p> <p>第十一条の二の二 法第二十五条第二項の総務省令で定める場合は、免許人又は法第八条の予備免許を受けた者が、次の各号のいずれかを行おうとする場合及び登録人（法第二十七条の二十三第一項に規定する登録人をいう。以下同じ。）が、<u>無線設備の設置場所若しくは設置しようとする区域又は空中線電力の変更</u>を行おうとする場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事（第十条に規定する許可を要しない工事設計の変更等を除く。） 二 通信の相手方の変更 三 無線設備の設置場所の変更 四 放送区域の変更 五 電波の型式の変更 六 空中線電力の変更 七 運用許容時間の変更 <p>（備付けを要する業務書類）</p> <p>第三十八条 （同上）</p>

無線局	業務書類
一～五 (略)	(略)
六 陸上移動局、携帯局、航空機地球局(三の項に掲げる航空機地球局を除く。)、携帯移動地球局、簡易無線局及び構内無線局	免許状
七・八 (略)	(略)
九 その他の無線局	(一) 免許状 (二) 一の項の(二)及び(三)に掲げる書類(1)

注 (略)

- 前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)、簡易無線局(パーソナル無線を除く。)(若しくは気象援助局にあつては、前項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(VSAT地球局にあつては、当該VSAT地球局の送信の制御を行う他の地球局(以下「VSAT制御地球局」という。))の無線設備の設置場所とする。)(に第一項の免許状を備え付け、かつ、総務

無線局	業務書類
一～五 (同上)	(同上)
六 陸上移動局、携帯局、航空機地球局(三の項に掲げる航空機地球局を除く。)、携帯移動地球局、パーソナル無線、無線操縦発振器を使用する簡易無線局及び構内無線局	(同上)
七・八 (同上)	(同上)
九 その他の無線局	(一) 免許状 (二) 一の項の(二)及び(三)に掲げる書類(1)(簡易無線局の場合を除く。)

注 (同上)

- 前項の免許状は、主たる送信装置のある場所の見やすい箇所に掲げておかなければならない。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 船上通信局、陸上移動局、携帯局、無線標定移動局、携帯移動地球局、陸上を移動する地球局であつて停止中のみ運用を行うもの又は移動する実験試験局(宇宙物体に開設するものを除く。)、アマチュア局(人工衛星に開設するものを除く。)、簡易無線局(パーソナル無線を除く。)(若しくは気象援助局にあつては、前項の規定にかかわらず、その無線設備の常置場所(VSAT地球局(包括免許に係るものを除く。))にあつては、当該VSAT地球局の送信の制御を行う他の一の地球局(以下「VSAT制御地球局」という。))の無線設備の設置場所とし、包括免許に係

大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長が発給する証票を備え付けなければならない。ただし、ラジオゾンデ及びラジオ・ブイの無線局、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局及びV S A T地球局並びにこれらの無線局以外のものであつて包括免許に係る特定無線局その他総務大臣が告示する無線局については、当該証票の備付けを要しない。

4～6 (略)

7 前各項の規定にかかわらず、包括免許に係る特定無線局に備え付けておかなければならない書類は免許状とし、当該包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所に備え付けなければならない。

8 登録局に備え付けておかなければならない書類は、前各項の規定にかかわらず、登録状とする。

9 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（法第三十九条又は法第五十条の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）を携帯していなければならない。

(書類の提出)

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するものは任意の総合通信局長を、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる

る特定無線局にあつては、その局の包括免許に係る手続を行う包括免許人の事務所とする。) に第一項の免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長が発給する証票を備え付けなければならない。ただし、ラジオゾンデ及びラジオ・ブイの無線局、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局及びV S A T地球局並びにこれらの無線局以外のものであつて包括免許に係る特定無線局その他総務大臣が告示する無線局については、当該証票の備付けを要しない。

4～6 (同上)

7 登録局に備え付けておかなければならない書類は、前各項の規定にかかわらず、登録状とする。

8 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証（法第三十九条又は法第五十条の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、免許証及び船舶局無線従事者証明書）を携帯していなければならない。

(書類の提出)

第五十二条 法及び法の規定に基づく命令の規定により総務大臣に提出する書類であつて、法第二十七条の十三第一項に規定する特定基地局の開設計画の認定に関するものは任意の総合通信局長を、次の表の上欄に掲げるものに関するものは同表の下欄に掲げる

場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの（無線設備の機器の型式検定に関するもの、法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準の策定等の申出（法第百条第五項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）に関するもの並びに法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関、法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関、法第三十九条の二第一項に規定する指定講習機関、法第四十六条第一項に規定する指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、法第百二条の十七第一項に規定するセンター及び法第百二条の十八第一項に規定する指定較正機関に関するものを除く。）は前条第一項に規定する所轄総合通信局長（以下「所轄総合通信局長」という。）を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の二の規定に基づく呼出符号又は呼出名称の指定の申請に関する書類及び法第八十二条第一項に規定する異議申立書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

（表略）

2 （略）

3 法第三十八条の二第一項に規定する無線設備の技術基準策定等の申出については、任意の総合通信局長を経由して総務大臣に提出することができる。

場所を管轄する総合通信局長を、その他のもの（無線設備の機器の型式検定に関するもの、登録証明機関、承認証明機関、指定講習機関、指定試験機関、法第七十一条の三第一項に規定する指定周波数変更対策機関、法第七十一条の三の二第一項に規定する登録周波数終了対策機関、センター及び指定較正機関に関するものを除く。）は前条第一項に規定する所轄総合通信局長（以下「所轄総合通信局長」という。）を経由して総務大臣に提出するものとし、法及び法の規定に基づく命令の規定により総合通信局長に提出する書類は、所轄総合通信局長に提出するものとする。ただし、法第四条の二に規定する呼出符号又は呼出名称の指定の申請書及び不服申立書は、総務大臣に直接提出することを妨げない。

（表略）

2 （同上）

無線局の種別	情報提供項目
1～4 (略)	(略)
5 気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項及び10の項に掲げる無線局を除く。）	(略)
6～8 (略)	(略)
9 3の項から7の項までに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備又は検定合格機器のみを使用する無線局（10の項に掲げる無線局を除く。）	(略)
10 包括免許に係る特定無線局（法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。）	<p>1 免許規則別表第五号の五第2の様式の電波の型式、周波数及び空中線電力の欄に記載された事項</p> <p>2 免許規則別表第五号の五の二の様式の以下の欄に記載された事項</p> <p>(1) 無線設備の設置場所の欄</p> <p>(2) 適合表示無線設備の番号の欄</p>

無線局の種別	情報提供項目
1～4 (同左)	(同左)
5 気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項に掲げる無線局を除く。）	(同左)
6～8 (同左)	(同左)
9 3の項から7の項までに掲げる無線局であつて、適合表示無線設備又は検定合格機器のみを使用する無線局	(同左)

注 1 (略)
2 (略)

注 1 (略)
注 2 (同左)